



(報道関係各位)

令和6年10月23日 発表

【本件に関するお問い合わせ】

☑ HP 公開

川越市役所 男女共同参画課 男女共同参画担当 担当者：早川

☎049-224-5723 (直通) Fax : 049-224-6705 メール : danjokyodo★city.kawagoe.lg.jp

※@部分を「★」と表示しています。

パートナーシップ制度自治体間連携ネットワークへ加入

自治体間連携ネットワークの概要

- 1 目的： パートナーシップ制度自治体間連携ネットワークを構成する自治体において、パートナーシップ宣誓書受領証等の交付を受けた者の構成自治体間における住所の異動に伴う宣誓制度に係る手続きの負担軽減を図ることを目的としたものです。
- 2 内容： 構成自治体間で転居した際に、必要書類を省略する等の簡易な手続きで、引き続き制度を利用できるようになります。
 - ① 宣誓者が住所の異動を行う場合、転出地自治体への受領証の返還手続きを省略することができます。
 - ② 転出地自治体で交付した受領証を転入地自治体への手続きに係る必要書類とすることで、現に婚姻をしていないことを証明する書類（独身証明書等）の提出を省略することができます。

ネットワーク加入の経緯

令和6年4月12日に本市が主導となり、埼玉県内62市町村において、「パートナーシップ制度に係る連携に関する協定」を締結いたしました。埼玉県内の連携が図れたことにより、次のステップとして県外の近隣自治体との連携を検討していたところ、大阪府から、自治体間連携ネットワーク加入について打診があり、加入することにいたしました。これにより、利用者の利便性の向上が一層図られるとともに、性の多様性についての社会的な理解が進む契機になると考えています。

ネットワーク加入日

令和6年11月1日（金）

ネットワーク構成自治体

全25ブロック 169自治体（19府県 150市町） ※本市含む

埼玉ブロック 21市町 ※幹事市はさいたま市

さいたま市、川越市、行田市、所沢市、飯能市、加須市、春日部市、狭山市、羽生市、深谷市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、久喜市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、川島町、松伏町